

区民委員会報告資料

令和3年2月26日

報告事項件名	頁
1 西新井区民事務所・西新井住区センター合築の進捗について・・・・・・・・・・	2
2 パートナーシップ・ファミリーシップ制度要綱の制定について・・・・・・・・	3
3 高野小学校跡地スポーツ施設の検討状況について・・・・・・・・・・・・・・	18
4 梅田八丁目複合施設基本構想及び基本計画策定支援業務委託事業者プロポーザル の実施結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
5 令和3年度北千住都市開発株式会社の事業計画及び収支予算について・・・・	別添
6 令和3年度公益財団法人足立区体育協会の事業計画及び収支予算について・・	別添

(地域のちから推進部)

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和3年2月26日

件 名	西新井区民事務所・西新井住区センター合築の進捗について	
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課・地域調整課 資産管理部営繕管理課、都市建設部まちづくり課	
内 容	老朽化に伴う西新井区民事務所の改築について、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、地元調整等に時間を要しているため、今後のスケジュールについて以下により報告する（別添資料「西新井区民事務所・西新井住区センター合築施設改築工事図面」を参照）。	
	1 これまでの経緯 (千円)	
	日 付	内 容
	令和2年 4月	基本計画(回遊性、景観条例を踏まえた内容)に基づく設計。
	令和2年 12月	令和元年10月発生的大型雨台風を鑑み、水害に配慮した施設とし1階部分をピロティ化するとともに各階の配置を変更。
	令和3年 3月	地元からの要望(要望書)を受け、以下のとおり内容を変更。 ・ 区民事務所(1階に配置予定)の利用環境への配慮および明るさの確保のため、高さ3mの位置の高窓から腰窓へ変更。 ・ 各フロアの南側採光をより多く取り入れるため、建物の位置を北西に移動。
		金額
		74,470
		第1回 変更金額 +12,400
	3月補正 (予定) +18,000	
	計 104,870	
2 設計期間の変更		
変 更 前	変 更 後	
令和元年8月～令和3年2月	令和元年8月～令和3年12月	
3 変更理由		
(1) 新型コロナウイルス感染拡大により地元説明会が開催できず、地元の意向を把握するのに時間を要した。このため、設計委託事業者との調整が滞り設計工期の延長が必要となった。		
(2) 地元の意向(令和2年11月16日付まちづくり協議会長名の要望書)を受け庁内で検討を重ね、通路の拡張、明るさの確保、安全性の向上等を図った。		
問 題 点 今後の方針	西新井地区町会・自治会協議会、西新井住区センター管理運営委員会、西新井大師周辺地区まちづくり協議会からの意見を踏まえた実施設計を行い、令和3年度内の着工及び令和5年12月完成を目指していく。	

区民委員会報告資料

令和3年2月26日

件名	パートナーシップ・ファミリーシップ制度要綱の制定について
所管部課名	地域のちから推進部区民参画推進課
内容	<p>令和3年度のパートナーシップ・ファミリーシップ制度導入に向け、要綱を制定したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 要綱名 「足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」（詳細は別紙1を参照）</p> <p>2 施行日 令和3年4月1日予定</p> <p>3 要綱の概要について 本制度は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓者に対して、<u>パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を区が受領したことを証明する</u>ものである。</p> <p>(1) 対象要件 <u>戸籍上同一の性もしくは、性自認が同一の者（※）</u> ※ 戸籍上の性に関わらず、自らが認識する性がパートナーと同一である者</p> <p>(2) 同居要件について 双方が区内在住または、双方または一方が区内に3ヶ月以内に転入予定であれば、区内において <u>別居していても対象要件として認める。</u></p> <p>(3) ファミリーシップ制度 パートナーシップ宣誓書に宣誓者が希望すれば <u>宣誓者の双方または一方と生計を同一とする成年未満の子の名前</u> を記入できる欄を設けることで、親子関係を含めた制度とし、広く活用できるようにする。 また、宣誓した子が15歳になった場合で、子の意思により受領証明書および受領証明カードに記載した氏名の削除を希望する場合は、区に氏名の削除を申立てすることができる。</p> <p>(4) 事実婚について 事実婚（双方がセクシュアルマイノリティでなく、法的な婚姻関係を結んでいないもの）については、制度の趣旨を鑑み、<u>含めないものとする。</u></p> <p>(5) アウティング禁止について <u>すべての区職員が遵守すべき取組み事項として要綱に規定する。</u></p> <p>(6) 宣誓有効期間について 宣誓有効期間は設けない。また、宣誓時の申請書類は10年後廃棄するが、名簿管理は以後も継続して行う。</p>

	<p>【参考】職員対応指針「足立区LGBTガイドライン」策定について</p> <p>職員が多様な性について正しい知識を持ち、当事者に対する適切な接客や接遇のスキルを身に付けるため、総務部で「足立区LGBTガイドライン」を令和3年3月に策定する。</p> <p>足立区LGBTガイドラインでは、LGBTに関する基礎知識を学び、さらに窓口職場、小中学校、保育施設で起こりうるケースを取り上げ、場面に応じた学習もできる内容を予定している。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>令和3年4月1日からの要綱施行に向けて、各関係機関に制度の説明を行い、理解、協力を求めている。</p>

足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区男女共同参画社会推進条例（平成15年足立区条例第15号）の理念に基づき、区民一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重し、相互理解が進む社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「同性パートナー」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約している性（自認する性を含む。）を同じくする2人の者をいう。

2 この要綱において「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」とは、同性パートナーであることを区長に対して宣誓することをいう。この場合において、当該同性パートナーの一方又は双方に、生計を同一とする未成年の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）がおり、かつ、当該子の氏名を第4条に規定する宣誓書に記載したときは、当該同性パートナーが当該子に対して生活を共にしている、又は共にすることを約することを宣誓することを含むものとする。

(宣誓の要件)

第3条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は、次の要件を満たす同性パートナーに限り、行うことができるものとする。

- (1) 双方が成人に達していること。
- (2) 双方が足立区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有すること又は一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること若しくは双方とも区内への転入を予定していること。
- (3) 双方とも他の者と法律上の婚姻関係にないこと。
- (4) 双方とも他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていないこと（次号に規定する場合を除く。）。
- (5) 既に他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしている場合は、その宣誓書の廃棄を申し出ていること。
- (6) 双方が直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと（当該関係が養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族ではなかった場合を除く。）。
- (7) 次条に規定する宣誓書に未成年の者の氏名を記載する場合は、当該者が同性パートナーの一方の子であって当該者と生計が同一であること。

(宣誓の方法及び証明書等の交付)

第4条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に必要な事項を自ら記入の上、次に掲げる書類を添え、区長に宣誓をして提出しなければならない。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者の住民票の写し

(2) 前条各号の要件を満たすことがわかる戸籍抄本。ただし、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者の双方又は一方が外国籍である場合は、戸籍抄本に代わり、次に掲げる書類のいずれかの提出を求めるものとする。

ア 外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文

イ アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項に規定する方法により宣誓がされた場合において、提出された宣誓書及び同項各号に掲げる書類を確認の上、前条各号に掲げる全ての要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書（第2号様式。以下「証明書」という。）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード（第3号様式。以下「証明カード」という。）の交付を行うものとする。

3 区長は、証明書及び証明カードの交付の際に、第9条に掲げる本人確認書類の提示を求めるものとする。

（証明書又は証明カードの再交付）

第5条 区長は、前条の規定により証明書及び証明カードの交付を受けた者から、次の各号のいずれかに掲げる事項を理由としてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）の提出があった場合には、証明書又は証明カードを再交付するものとする。

(1) 証明書又は証明カードの紛失

(2) 証明書又は証明カードの毀損又は汚損

2 再交付申請書には、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、前項第1号に掲げる事項を理由として宣誓をした日の翌日から起算して3ヶ月以内に再交付申請書を提出する場合は、この限りでない。

(1) 前項第1号に掲げる事項を理由とする場合 前条第1項各号に掲げる書類

(2) 前項第2号に掲げる事項を理由とする場合 再交付を希望する者に係る交付済の証明書又は証明カード

（宣誓書記載事項等の変更）

第6条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の宣誓内容・記載事項変更届兼再交付申請書（第5号様式。以下「記載事項変更届兼再交付申請書」という。）を区長に提出することにより、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓における宣誓の内容又は宣誓書の記載事項を変更しなければならない。

(1) 宣誓書から当該子の氏名を削除するとき。

(2) 宣誓者のいずれかに氏名の変更があったとき。

(3) 宣誓者の一方又は双方が、区内に転入した、又は区内で転居したとき。

(4) 宣誓書に記載した子が成年に達したとき。

2 記載事項変更届兼再交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 前項第2号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍抄本又は通称名を証明する公的機関からの郵送物等の書類

(2) 前項第3号に該当するときは、転入又は転居した者の住民票の写し

3 区長は、第1項第1号又は第2号の理由により記載事項変更届兼再交付申請書の提出を受けた場合は、証明書及び証明カードを再交付するものとする。

(証明書及び証明カードの返還)

第7条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届(第6号様式。以下「返還届」という。)を区長に提出し、交付済の証明書及び証明カードを返還するものとする。

(1) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 宣誓者の一方が提出した宣誓書の取下げを希望するとき。

(宣誓書の保存)

第8条 区長は、宣誓書等関係書類を10年間保存するものとする。ただし、前条各号のいずれかに該当する場合であって宣誓者が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、区長は、宣誓者から返還届を受領後、これを廃棄する。

(本人確認)

第9条 宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届兼再交付申請書又は返還届の提出のときの本人確認は、次の各号のいずれかの書類の提示により行うものとする。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード

(2) 旅券法(昭和26年法律第267号)第2条第2号に掲げる一般旅券

(3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) その他、区長が適当と認める書類

(通称の使用)

第10条 宣誓者は、宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届兼再交付申請書又は返還届に記載する氏名について、社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称」という。)の使用を希望する場合は、戸籍上の氏名との併記により通称を使用することができるものとする。

2 区長は、宣誓者が通称の使用を希望するときは、証明書及び証明カードに表示する氏名に通称を使用できるものとする。

3 区長は、通称の使用を認める挙証資料として、公的機関からの郵便物等の提示を求めるものとする。

(氏名の削除)

第11条 宣誓書に氏名を記載された者(以下「記載された者」という。)は、満15歳に達した日以後に、区長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等に関する申立書(第7号様式。以下「申立書」という。)を提出することにより、当該記載された者に係る証明書及び証明カードから氏名を削除するよう申し立てることができる。

2 区長は、前項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対して、記載された者の氏名を削除した証明書及び証明カードを送付することができる。

(遵守事項)

第12条 職員は、性自認又は性的指向の公表に関して、本人に対し強制又は禁止をしてはならない。

2 職員は、本人の同意なくして性自認又は性的指向を公表してはならない。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は区長が別に定める。

付 則 (2足区男発第〇〇号 令和3年〇月〇〇日 区長決定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

私たちは、足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第3条の要件をすべて満たしているので、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行います。また、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等に表示する氏名は、通称の使用を 希望します・希望しません。

※該当する方を○で囲んでください。

(宛先)

足立区長

年 月 日

宣誓をする者

氏名 _____ 氏名 _____

(通称 _____) (通称 _____)

住所 _____ 住所 _____

連絡先 _____ 連絡先 _____

※パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をする者に生計を同一とする未成年の子がいる場合は、氏名を記載することができます。

未成年者氏名 _____

添付書類 ※該当する番号を○で囲んでください。

- 1 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をする者の住民票の写し
- 2 要綱第3条の要件を満たしていることがわかる戸籍抄本
- 3 その他（未成年者がいる場合は、年齢や生計関係が確認できる書類）

※裏面の確認事項をご記入ください。

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、以下の内容を確認しました。

年 月 日

確認事項 ※お二人で確認してください。	確認欄 ※該当する項目に「レ」をつけてください。		
要綱第2条 第1項 第2項 【パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓】 互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約している性（自認する性も含む。）を同じくする2人である。 また、宣誓をする者の一方又は双方に、生計を同一とする未成年の子がおり、かつ、当該子の氏名を宣誓書に記載したときは、宣誓をする者は、当該子に対して生活を共にしている、又は共にすることを約する。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
要綱第3条 第1項第1号 【年齢】 宣誓を行う日において、双方が成人に達している。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
要綱第3条 第1項第2号 【住所】 双方が区内に住所を有する、又は一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定している、若しくは双方とも区内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
要綱第3条 第1項第3号 【配偶者の有無】 双方とも他の者と法律上の婚姻関係にない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
要綱第3条 第1項第4号 【相手以外のパートナーの有無】 双方とも他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
要綱第3条 第1項第5号 【宣誓書の廃棄】 既に他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしている場合は、その宣誓書の廃棄を申し出ている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
要綱第3条 第1項第6号 【近親者ではない】 直系血族又は三親等内の傍系血族の関係ではない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
要綱第3条 第1項第7号 【未成年の子】 ※該当する場合のみ 未成年の者の氏名を記載する場合は、当該者が宣誓をする者の一方の子であって当該宣誓をする者と生計が同一であること。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

【交付番号 第 号】
年 月 日

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書

氏名 _____ 様 氏名 _____ 様
年 月 日生 年 月 日生

未成年者氏名 _____
年 月 日生

年 月 日生

上記両名から、足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明します。

年 月 日

足立区長 近藤 弥生

第3号様式（第4条関係）

The image shows the front side of a green-bordered card. At the top center, there is a logo consisting of three blue triangles. Below it, the text reads "パートナーシップ ファミリーシップ 宣誓書受領証明書カード". To the right of the logo, there is a small box for "交付番号 第 号". On the left and right sides, the words "partnership" and "familyship" are written vertically. The card is divided into two main sections: "本人" (Self) and "パートナー" (Partner). Each section has a box for "年 月 日生" (Year, Month, Day of Birth). At the bottom left, there is a small text block explaining the card's purpose. At the bottom right, there is a box for "年 月 日 足立区長" (Year, Month, Day, Adachi District Mayor) and a small empty box.

表面

The image shows the back side of the card. It features a large text block explaining the card's purpose and a note about the declaration. Below this, there are two lines for "特記事項" (Special Notes) with "未成年者氏名" (Minor's Name) and "様" (Title) fields. At the bottom left, there is a box for "緊急連絡先" (Emergency Contact) and a line for the contact information. At the bottom right, there is a small rainbow flag icon.

裏面

第4号様式（第5条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書

（宛 先）
足立区長

年 月 日

申請者

氏 名 _____ 氏 名 _____

（通称 _____ ） （通称 _____ ）

住 所 _____ 住 所 _____

連絡先 _____ 連絡先 _____

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カードの再交付を申請します。

※該当する方に○をしてください。

再交付を求める理由 ※該当する事項にレを記入してください。

	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード
紛失□	1 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行った日の翌日から3か月以内 2 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行った日の翌日から3か月以上 （下記の書類を提出） （1）パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行った者の住民票の写し （2）戸籍抄本※ ※双方・一方が外国籍の場合 外国の官憲の発行する独身証明書等及び当該書類の日本語翻訳文
毀損・汚損□	交付済のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の宣誓内容・
記載事項変更届兼再交付申請書

（宛 先）
足 立 区 長

年 月 日

届出及び申請をする者

氏 名 _____	氏 名 _____
（通 称 _____ ）	（通 称 _____ ）
住 所 _____	住 所 _____
_____	_____
連絡先 _____	連絡先 _____

1 下記理由により、宣誓の内容に変更があったことを届け出ます。

※該当する事項にレを記入してください。

- （1） 宣誓書から子の氏名を削除するため
- （2） 宣誓書に記載した子が成年に達したため

2 下記理由により、宣誓書の記載事項に変更があったことを届け出ます。

※該当する事項にレを記入してください。

- （1） 宣誓者に氏名の変更があったため

変更前 氏名 _____（通称）_____

変更前 氏名 _____（通称）_____

.....

変更後 氏名 _____（通称）_____

変更後 氏名 _____（通称）_____

添付書類

氏名の変更があった者の戸籍抄本又は通称名を証明する郵便物等
(3か月以内)

(2) 宣誓者の 一方・双方 が、区内に転入した・区内で転居した ため

氏名： _____ (通称 _____)

変更前の住所： _____

氏名： _____ (通称 _____)

変更前の住所： _____

.....
氏名： _____ (通称 _____)

変更後の住所： _____

氏名： _____ (通称 _____)

変更後の住所： _____

変 更 年 月 日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

添付書類 ※該当する事項にレを記入してください。

転入又は転居をした者の住民票の写し

その他 (_____)

3 上記1又は2(1)の変更により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カードの再交付を申請します。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届

(宛先)
足立区長

年 月 日

届出をする者

氏名 _____ 氏名 _____

(通称 _____) (通称 _____)

住所 _____ 住所 _____

- 1 下記の理由により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書を返還します。

返還の理由 ※ 該当する事項にレを記入してください。

足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったため

宣誓者の一方が死亡したため

届出をする者が提出した宣誓書の取下げを希望するため

- 2 宣誓書の廃棄を 希望します・希望しません。

※該当する方を○で囲んでください。

第7号様式（第11条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等
に関する申立書

(宛先)
足立区長

年 月 日

申立人

氏名 _____ (通称 _____)

住所 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カードから私の氏名を削除するよう申し立てます。

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の宣誓者に関する確認事項

【宣誓者の氏名】: _____

【宣誓者の住所】: _____

【宣誓者の連絡先】: _____

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和3年2月26日

件 名	高野小学校跡地スポーツ施設の検討状況について
所管部課名	地域のちから推進部スポーツ振興課
内 容	<p>高野小学校跡地にスポーツ施設を整備する計画について、現在の検討状況を報告する。</p> <p>1 配置の考え方 (1) 多目的広場は住宅地（南側、東側）と距離をとるため北西寄りに配置する。 (2) 敷地内に管理棟（受付、更衣室など）を建築することで、利用者の利便性を高める。 (3) 管理棟を南側に配置することで建物自体が遮音壁となり、音が響くことの軽減を図る。</p> <p>2 今後の課題 当該用地は用途地域上、建築物の制限がある区域である。このため、管理棟などの建築物をそれ自体が遮音壁となるように配置をするなど、地域の住環境に配慮した計画として建築審査会に諮っていく。</p> <p>3 配置イメージ図</p> <div style="text-align: center;"> </div>
問 題 点 今後の方針	<p>今後、本件については江北エリアの住民に対して、2月末にまちづくりニュースをもって周知を行う。</p> <p>近隣住民へ意見を聴くため3～4月にかけてアンケートを実施する。</p>

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和3年2月26日

件 名	梅田八丁目複合施設基本構想及び基本計画策定支援業務委託事業者プロポーザルの実施結果について
所管部課名	地域のちから推進部中央図書館
内 容	<p>梅田八丁目複合施設基本構想及び基本計画策定支援業務委託事業者プロポーザルの実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 選定事業者 事業者名 株式会社類設計室 住所 大阪府大阪市淀川区西中島四丁目3番2号 類ビル 2 委託契約期間（予定） 契約締結日から令和4年3月31日まで 3 提案価格 14,300,000円（税込） 4 選定経過について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和2年11月5日 第一回選定委員会 公募内容を確認し、選定基準を決定した。 (2) 令和2年12月17日 第二回選定委員会 書類審査。提案書提出業者を審査し、選定した。 （参加表明6者、選定5者） (3) 令和3年1月27日 第三回選定委員会 プレゼンテーションと質疑応答。提案書を審査し、特定した。 （審査5者、特定1者） 審査結果は、別紙2のとおり。 5 選定委員について 外部委員3名（学識経験者1名、区民2名） 区管理職2名 計5名
問 題 点 今後の方針	令和3年4月以降の業務委託開始に向けて、事業者との契約に関する事務を遅滞なく進めていく。

梅田八丁目複合施設基本構想及び基本計画策定支援業務委託 提案書特定結果

項番	評価項目		配点 (合計)	第一位 株式会社 類設計室	第二位 得点者	第三位 得点者	第四位 得点者	第五位 得点者
	分類	指標						
1	現状分析 25点	図書館及び図書館を含む複合施設に関する現状分析は妥当か。 足立区の特性や課題を的確にとらえているか。 将来を見据えた分析を行っているか。	125	105	95	110	105	90
2	業務の理解度・提案内容の的確性 30点	業務の内容を十分に理解しているか。 検討項目の内容は具体的で量も妥当か。 区民の意見聴取について、対象や手法が妥当か。 創意工夫があり、かつ実現性のある提案内容か。	150	132	114	108	108	108
3	スケジュール・業務執行体制 25点	策定までのスケジュールと業務の実施手順は妥当か。 同種又は類似の業務の実績や業務従事予定者の経験や資格が本業務に活用できるか。	125	105	100	90	95	85
4	コスト 5点	コストは妥当か。	25	17	20	19	19	18
5	プレゼンテーション 15点	分かりやすい説明ができているか。 質問に対して明確に答えられているか。 資料は分かりやすく、誤字・脱字は無いか。	75	72	63	63	60	48
合 計			500点 満点	431	392	390	387	349